

第 5 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成15年10月24日

場 所 : 天王町図書館

第5回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成15年10月24日(金)午後2時~3時27分
2. 場 所 天王町図書館
3. 出席した委員等
- | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--|
| 会 長 | 石 川 光 男 | | | |
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | 小 玉 久 男 | | |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 | |
| | 赤 平 末次郎 | 大 澤 一 義 | | |
| | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 | | |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 鈴 木 久米雄 | 三 浦 トシ子 | |
| | 館 岡 哲 | 南 都 武 男 | | |
| | 伊 藤 義 弘 | 鈴 木 政 亞 | 小 玉 喜久子 | |
| 第4号委員 | 山 口 博 司 | | | |
4. 欠席した委員
- | | | | | |
|-------|---------|--|--|--|
| 第2号委員 | 小 林 友 明 | | | |
| | 門 間 英 也 | | | |
| 第3号委員 | 淡 路 徹 | | | |
5. 出席した幹事等
- | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--|
| 幹 事 長 | 佐々木 嘉 一 | | | |
| 副幹事長 | 渡 邊 毅 | 間 杉 作 朗 | | |
| 幹 事 | 高 橋 利 雄 | 大 越 宏 | 鈴 木 司 | |
| | 門 間 鋼 悦 | 伊 藤 賢 志 | | |
| | 鐙 利 行 | 千 種 肇 | | |
| 教 育 長 | 保 坂 廣治郎 | 小 林 洋 | 菊 地 紘 | |
| 専門部会長 | 肥田野 耕 二 | 佐々木 博 信 | | |
| 事 務 局 | 幸 村 公 明 | 渡 辺 雅 人 | 菅 原 龍太郎 | |
| | 村 山 久 尚 | 他4名 | | |
6. 協 議 案 件
- (1) 協 議
- ・協議第 9号 継続協議 新市の名称について(名称の決定方法の確認)
 - ・協議第10号 継続協議 新市の事務所の位置について(庁舎の利用方法の確認)
 - ・協議第11号 継続協議 財産の取扱いについて(財産及び債務の取扱い)
 - ・協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(小委員会の設置について)
 - ・協議第16号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(小委員会の設置について)
 - ・協議第18号 一般職の職員の身分の取扱いについて
 - ・協議第19号 特別職の身分の取扱いについて
 - ・協議第20号 平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会補正予算(案)について
- (2) 提 案(次回協議事項)
- ・協議第21号 条例、規則等の取扱いについて
 - ・協議第22号 一部事務組合等の取扱いについて

- ・協議第23号 町名、字名の取扱いについて
- ・協議第24号 消防団の取扱いについて
- ・協議第25号 指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについて

7. その他

- (1) 新市まちづくり講演会について
- (2) 新市建設計画検討委員会について

8. 次回開催日について

【協議の状況】

司 会（事務局長 幸村）

大変お忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今から、第5回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。開会にあたりまして、会長からご挨拶を申し上げます。

会長（石川天王町長）

皆さん、今日は寒い所ご出席を賜りましてありがとうございました。また、沢山の傍聴者の皆さんも誠にご苦労様です。

さて、法定協議会も今回で5回目を迎えておりますが、ご承知のように基本項目3項目については、まだ意見の調整が整っておりません。最近のマスコミの見出しも、「又も先送り」あるいは「暗雲が漂っている」「先行き暗い」というマスコミの見出しでございますが、議論を尽くして私達は1歩でも2歩でも前に進みたいという風に考えておりますので、よろしく願い申し上げまして挨拶を終わります。

司 会（事務局長 幸村）

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は18名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により、本会議が成立した事をご報告致します。なお、昭和町の小林友明委員、昭和町の淡路徹委員、飯田川町の門間英也委員から欠席する旨のご連絡がありました事を、ご報告致します。

続いて、お手元の資料の確認をお願い致します。前回の合併協議会では、継続協議や追加協議案件などにより配布資料が増えてしまい、書類の確認に手間取らせてしまいましたので、この度、改めて資料を作り直し、会議通知の際にお配り致しております。記載内容の中で、新市の名称に係る参考資料については、現在の状況が変更されてきているため、最新の内容に変えてあります。

それでは、資料の確認ですが、本日の第5回協議会資料は、表紙が黄色の綴りです。また、ピンクの表紙は、次回協議会の協議事項となる第6回協議会資料となっておりますので、よろしく願い致します。

委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。

それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

それでは本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づ

き、昭和町の大澤委員と昭和町の館岡委員を指名致しますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただちに協議に入ります。協議第9号、継続協議となっております新市の名称について、協議第10号、新市の事務所の位置について、協議第11号、財産の取扱いについては、ご承知のように継続協議となっておりますし、事務方の説明も前と変わっておりませんので、この3点を一括上程して頂きたいと。それからその後、前回第4回までの法定協議会の委員の考え方、あるいは別の考えがあったら出して頂きたいという事で一括上程したいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

異議なしの声がありますので、9号10号11号は一括上程と致します。事務局から協議9号10号11号を朗読して下さい。

説明者（事務局長 幸村）

それでは、1ページをお願い致します。協議第9号継続協議、新市の名称について、名称の決定方法の確認についてであります。調整案は、新市の名称については公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定するものであります。

続いて協議10号であります。13ページをお聞き願います。協議第10号継続協議、新市の事務所の位置について、合併時の事務所の位置の確認であります。調整案は、新市の事務所の位置は合併時は南秋田郡何々町何々字何々番地とするものであります。

続いて17ページをお願い致します。協議第11号継続協議、財産の取扱いについて、財産及び債務の取扱いについてでございますが、調整案としては、3町の所有する財産及び債務については、全て新市に引き継ぐものとする。但し、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。以上となっております。

会 長（石川天王町長）

この第9号10号11号は上程致しましたが、先程も申し上げたとおり、第4回までの法定協議会で発言がありました以外に別の考え方、あるいは別の意見がありましたらお願いします。

佐藤委員（飯田川町）

飯田川の佐藤です。只今、継続協議になっております第9号、第10号、第11号が一括提案されましたが、この項目については任意協議会においても意見交換をされ、法定協議会においても第2回目から協議を重ねてきた案件であります。これまでの協議経過を省みて、意見も大方出されたと思う訳であります。今後の協議を前進させる為に、3町の首長と議会の議長からリーダーシップを執って頂いて、調整して頂く為に、3町の首長、議会議長をもつての構成による、小委員会を設置して調整案も検討して頂きたいと、こういう考えで只今発言を致しました。会長から諮らい方をよろしくお願いを致します。

会 長（石川天王町長）

今、飯田川の佐藤委員から、9、10、11号と今までの意見が出されている。それでこの際前進する為に、3町の首長、議会の代表である議長の6人で小委員会を設置して調整をして欲しいというご意見がありました。これについて他のご意見がありましたらお願い致します。

堀井委員（天王町）

堀井と申します。今、飯田川の佐藤さんから、一括上程されたいいわゆる3点セットについて、任意を含めまして議論も尽くされたと。従いまして3町の首長さん、そして又議会議長6人小委員会でもって委ねたらというような発言だと思っております。基本的には、由利3町のような混乱を招くという事を、万難を排して避けていかなければならないという事は、今までどおり私共が申し上げたとおりでございます。

ただ、合併するが故に百年の大計にたった新たな自治体の生みの苦しみの為に今日まで時間を費やし、そして又意見の交換をされている訳ですが、3点セットがなかなか決まらないという事は、それだけまさしく合併の柱でありますから、私共が一つの機関として協議会というものを法に基づきながら設置致しました。まだその3点セットの方向の片鱗すら見えない中で、まさしく白紙の状態でどういう法的な位置づけになる6人会なのかは分かりませんが、この合併協議会との整合性はどのようになるのか。はっきり言いまして、この一番の基本となるべく法に基づく合併協議会が形骸化されたり、あるいは又追認機関を乗り切る事が出来なかつたりという風な事になった時に、果たして民意3万6千人の反映がなるのかと。私は新しい3万6千の自治体を立て上げる段階の中で、今この時期がベストの時期であるのかどうかという事は、相当慎重を期していかなければならないものと思います。私は少なくとも、今一度各自治体でこの3点セットについて、どのような基本的スタンスを持って今ここまで来たのかという事を、法で保障されているこの協議の場で整然ともう一度もみ合い、そして確認をすると、それからでも遅くはないのではないかと。今ここで委任するとなれば、まさしく白紙に近い状態の中で、この合併の一番の屋台骨を白紙委任する事に実質なるのでありまして、そうすれば私はやはり、この協議会の位置づけというものはいかなものかという事で、関係町民からも疑問を呈される要素も相当出てくるのではなからうかと思えます。ですから今一度、くどいようでございますけれども、3町それぞれの3点セットに対するスタンスを呑んで、そしてある程度この会できちんと確認し、必要とするならばその6人会に委ねる事がやぶさかではありませんが、今この段階でやるというのはちょっと早いのではないのかなと、そこら辺の整理をして、半歩前に進めるべきが、この協議会と6人会の整合性にもとる状態になるのではなからうかと思えますので、その点について今少し、会長のみならず各町の町長である副会長からも、願わくば今までの経緯に対する見解と、この事に関する見解をお聞かせ頂ければ大変有難いと思えます。以上です。

会 長（石川天王町長）

天王の堀井委員からは、この3点セットの議長、首長の委任については、その3点セットの3町の方針という事を申し上げて、それから副会長である町長の意見を聞きたいという事ですが、まずその3点セットの取り扱いについては、先程飯田川町の佐藤委員からもご意見がありましたけれども、今までの第4回の法定協議会では名前については3町の名前を使う、使わない。事務所については昭和町、天王町。基金の取扱いについては、正の基金についてはプールすべきである、いや、そうではないと。こういう風な経緯を踏まえてきている訳です。これが3町それぞれの方針な訳だと私はこう理解しています。それで、白紙委任という話については、仮にこの6人委員会と言いますか小委員会が、法的には小委員会は可能だと私は思っております。なぜかという、例えば公募について小委員会を設置するとこう決めています。例えば他の法定協議会でも、小委員会を設置してそれで調整案を委ねているという風な例も聞いておりますので、まずその白紙委任というのはあくまでも、決定は法定協議会だという事、これは論を待つまでもありませんので、調整の案の土台を6人に委ね、それを持ち帰って皆さんと協議する。これが、本来の姿ではないだろうかとは個人的に思っておりますが。これについては、まず副会長の昭和の千田町長さんと、副会長の飯田川の小玉町長さんからそれぞれ意見を拝聴したいと思えますので、よろしくお願い致します。

副会長（千田昭和町長）

只今堀井さんから、協議会そのものが形骸化されるものではないのかというご心配のお話がありました。かつて、皆さんもお分かりのように任意協議会から法定協議会、かなりの間この問題において、皆さんの熱い情熱が込められた論議が交わされている事は事実であります。今までお話を聞いておりま

すと、この今までの論議の中にどの委員の方々がどれくらい、どういう風な考え方をお持ちになっているかという事は、皆さんご披瀝あったものだと私は理解しておりますけれども、ただここへきてですね、いきなり論議を重ねて感情問題に走るといった事はないでしょうけれども、よもやまずいような結果になれば困るから、お互いに、行政として首長は町の責任者となりますし、議会の議長はやはりその町から選ばれた議会の最高の責任者でありますから、その責任者同士でこの問題の打開の為に話し合いをしていくという事で、お互いに歩み寄って結論を出す事が出来ないのかどうかという事を、私は今の提案に対しては決して賛成しない方ではありません。ただ、今協議したものを皆さんにお諮りしないという訳ではなくて、決まった事は必ず協議会に出しますので、それを出した時に又ご意見があればそれを拝聴しながらやっていくと、こういう方向になると思っておりますけれども、いやしくも3町の大責任者で自分の体を犠牲にしてもやりましょうという決意で望むのならば、その事も一つ皆さんから十分に理解と協力をして頂きたいものだなという風な気持ちは十分持っております。今、3つの提案というのはここへ来てから聞きました。ここへ来てから初めて3つが一緒に一括提案するという会長のお話がありましたので、今までの経緯からして一つ一つ論議をするというのはなかなか至難の業となっております。という風な事から、それはよいでしょうと。しかし、今飯田川の佐藤正信委員からそういう提案がありましたので、まさしく時期としては最適な時期ではないのかなと。ここで一つ相談をして結論を出して、そして皆さんにお諮らいして結論を進めていこうという風な進め方をしないと、なかなか思うように進めていけないのではないのかという風な、疑念を持つ訳ではないけれども、今までの会議の経過を眺めながら慎重に私も考えておりますけれども。何とかこの3町が、これはまさしく合併というものが民意であります。私の方は63.何%、天王さんは70何%、湖南の合併で行きましょうという事は町民の民意でありますから、この民意を尊重していち早く合併をし、素晴らしい豊かな地域をつくっていかうとする配慮が、十分皆さん持っているだろうと思っておりますので、そういう意味から会議の段取りとして、そういう段取りの手法をしていかなければならないのではないのかと。私はこの会長の意見に関して大変賛成でありますし、飯田川の佐藤さんのご意見にも賛成でありますから、出来るならば小委員会の一つもんで、皆さんの意見も町民の意見も十分理解できますが、これはお互いの地域がまとまって町の線というものが、区画というものが無くなり一つの町になる。つまり、大きな屋根が架かった1軒の家になるという事です。その大きな屋根が架かって大きな家になって、中に住む住民の仲が悪ければこれは一番困る事です。なんとと言っても中に住む人間一人ひとりが幸せに感じる地域づくりをしていかなければいけない。こういう事が原点であろうと思っておりますので、会議の手法からして今の提案は、私は素晴らしい提案だなと受け止めました。どうか一つ堀井委員からもご理解を賜りまして、会議を進めさせて下さい。

副会長（小玉飯田川町長）

私からは、会長と副会長の千田さんからの発言と同じように理解しております。そして、これは早く結論を出したいと思っております。3町は3万6千、これは、ここに住む住民は各々平等に行政サービスを受ける権利があると、私は常にそういう事を申し上げております。そういう意味からしても、今までの議論は決して無駄ではなかった。そして、もうこの辺で議論は出尽くした。このように理解している訳でございます。そういう意味において私は、時期として佐藤正信さんの提案は時期を得たものと理解しております。そういうような事でこれは決して白紙提案ではなく、今までの議論をしっかりそしゃくしながら私共に委ねられれば、これは先程会長も申し上げましたけれども、小委員会は認められております委員会でございますから、私はこの6人で皆さんからお墨付きを頂ければ、しっかりとした調整案を出していきたいという風に思っております。どうか一つ、時期としてはいい時期ではないかなと思っておりますので、どうぞ堀井委員からもご理解を頂きたいなとそういう風に思っております。

会 長（石川天王町長）

まずその前に、両町、今日門間議員が来ていませんが、せっかくの提案でありますので、昭和の赤平議長さんと天王の後藤議長さんから只今の提案についてご意見を拝聴したいと思います。

赤平議長（昭和町）

過去4回の、協議会の会合を開いている訳ですけれども、新市の名称、あるいは事務所の位置、それから財産の処分についてはそれぞれの意見が過去4回の中で出されております。そういう意味で私達昭和町としては、昭和町全体として委員が代表して一つのものの方をこの前の第4回目の会合の時に出しておるといふ風に認識しております。そういう意味から言って調整案として小委員会を作って、今一步前に進みましょうという今の会長の提案について、あるいは飯田川の佐藤委員の提案については賛成致します。

後藤議長（天王町）

後藤です。過去4回の協議会では、赤平議長が言いましたようにおおむね議論を尽くしているというか、深く町の主張というものが出ているのではないかと思います。非常に責任が重大になるだろうなと思ながらも、やはり何らかの形で妥協点を見つけていかなければいけないなと思しますので、当を得た提案ではないかと思いますので、そういう風にしたいと思います。

堀井委員（天王町）

どうも、ありがとうございました。基本的には皆さんの今考えをお聞き致しまして、十分納得を致しました。納得すればそれ以上はない訳ですけれども、今までの秋田県内の流れ等を見ても、千田町長さんが先程おっしゃいましたが、60%後半、天王は70%が3町の合併が民意であると。ただ、それは今から10ヶ月以上前の民意であって、協議を重ねる事によってその町民の様々なスタンスなり考えを持ってきている事もまた事実であります。従いまして6人会に委ねるにしても、やはり透明性をきちんと語りながら、常に願わくば一部のすきも無く民意というものを参酌し、それをベースにしたものの立脚というものに、十分一つ意を用いて頂きたい。そして最終的な決定は私共、申し上げるまでもなくこの法的には協議会であるべきだし、そしてまた、ひいては各議会の議決が最終決定をしなければ進まない訳ですから、どうぞ一つ最大限の民意の参酌と透明性を諮るという事を付帯条件として、私もそれに賛成したいと思います。以上です。

会 長（石川天王町長）

今、天王の堀井委員からは、民意を尊重する事と透明性だと。それはもちろんだと思います。それで、この事については他の議員のご意見は無いでしょうか。

〔発言なしの声〕

会 長（石川天王町長）

無いようでございますので、この9号10号11号については6人の小委員会で調整案を出す。そして協議内容は、その都度協議会に報告するという事で、小委員会の設置を確認したいと思います。いいですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、9号10号11号については確認を致しました。

次に協議第15号、議会議員の定数及び任期の取扱いについて。協議第16号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、これも会長としては関連性がありますので、一括上程したいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは異議なしの声がありますので、15号と16号については一括上程致します。事務局から朗読をお願い致します

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは資料の25ページをご覧下さい。協議第15号議会議員の定数及び任期の取り扱いについて、小委員会の設置について説明致します。議会議員の定数及び任期の取り扱いに関する小委員会の設置について、次のとおり提案する。協議会委員による小委員会を設置し、定数及び任期について調査、検討し、協議会へ諮る、というものでございます。

続きまして27ページをご覧下さい。小委員会を設置する場合の委員の構成として案が3つございます。案1と致しまして3町の議会議員3人×3町で9人、案2と致しまして3町の住民代表3人×3町で9人、案3と致しまして3町の議長と住民代表1名の2人×3町の6人という、3つの案でございます。そして、これのできた調整案を協議会に諮り決定するというものでございます。議案第15号の説明については、以上であります。

続いて30ページをご覧下さい。協議第16号農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについて、小委員会の設置について次のとおり提案する。協議会委員による小委員会を設置し、定数及び任期について調査、検討し、協議会へ諮る、というものでございます。これも、協議第15号と同じく小委員会を設置するという調整案でございます。

次に32ページをご覧下さい。小委員会を設置する場合の調整案は、案1案2案3共に今説明した内容と同じでございます。それで農業委員会は、合併区域の農地面積が合計で3,124haでありますので、新市に1つの農業委員会を置く事となります。選挙による委員の定数は30人以下、選挙区を設ける事ができる、となっております。説明については、以上であります。

会 長（石川天王町長）

協議第15号については、小委員会を設置してその結果を協議会で諮るという調整案でございますが、これについてはまず、小委員会を設置する事についてはいかがでしょうか。

伊藤委員（飯田川町）

飯田川の伊藤ですけれども、15号の、小委員会を設置し調整案を作成するというのがありますけれども、1の場合は3町の議会議員と言う事になっています。それから2案の場合は3町の住民の代表。3案の場合は議長と住民代表1名という風になっております。これはいずれにしても、3町の議会議員だけの構成だとまた偏ってしまいます。

会 長（石川天王町長）

小委員会の設置の有無についてのご発言をお願いします。

伊藤委員（飯田川町）

私は、小委員会を設置しないという立場での発言です。小委員会を設置しないで、それで調整をしていくと。こういう立場で話をしている訳ですけれども、それは今度小委員会を設置した場合は、こういう風な偏りがあるという事で先程一番始めに説明をしたのですが、いずれにしても飯田川の方では小委員会を設置しないで、屋上屋を重ねないでこの協議会の中で調整していくという立場です。

会 長（石川天王町長）

飯田川の伊藤委員からは、小委員会には反対だと。そして、この全員の協議会で決定していくべきであるというご意見であります。その他にはありませんでしょうか。小委員会を設置しない意見と、そ

れから小委員会に賛成な方のご意見はないでしょうか。会長としてお聞きしますけれども、小委員会を設置しない理由は屋上屋を重ねるという事ですか。

伊藤委員（飯田川町）

小委員会を設置する場合の中身ですけれども、これは1案、2案、3案にしても、この3案の場合は、3町の議長という事で議会の代表となり、住民代表の1名という事になりますけれども、1案、2案の場合はやはり議会の立場と住民の立場がそれぞれある訳ですから、これは少し問題があるのではないかと思いますし、議長と町民代表1名ではこれもあまりよくないという事です。

会 長（石川天王町長）

では、第4案というものの発想内容についてはないでしょうか。

後藤委員（天王町）

天王の後藤です。4案というよりも私はまず、小委員会というものをつくらずに各議会にこの事を持ち帰って、どのようにするかという事を一応話しをして、それでも出来なければ小委員会という形にしていきたいなと思います。ですから、最初から小委員会というには、少し馴染まないなと思います。

会 長（石川天王町長）

そうすれば、飯田川の伊藤委員と同じですね。それぞれの親議会に持ち帰って、それで親議会の意向を参酌しながら見ていく態度を決定したいという事ですね。

副会長（千田昭和町長）

決定する場合どのような形で攻めていくのでしょうか。決定するのをこの会で行うという事ですか。例えば、天王町、昭和町、飯田川町の議会の中で話し合いをしてくると。それを調整していく役割が非常に大事である。要するに調整する役割を小委員会でやったらどうかとこういう事でしょう。だから今日は継続協議にしても、最終的に3町の意見調整をするのが小委員会なのだという意味だと私は解釈しておりますけれども、それがなければお互いの主張をどこで調整していくのかという事になると思います。

堀井委員（天王町）

町長さん、今おっしゃられる事も分かりますが、議会の公職選挙法の洗礼を頂いて議席を得ている議員の身分に係る、それなりに大事な問題だという観点から見て、私共も議会の代表としてこの会議に参画させて頂いておりますが、まずもって2回目ですからこの協議、少なくとも親議会の議員の諸君が、各々どのような考え方を持っているのかという事をもう一度参酌をし、それをもって小委員会に委ねていくのか。あるいはまた、伊藤さんが言ったとおり、方向が3つの議会が同じであればここで1発で決まる訳ですからそれも有りうる訳でしょう。混乱した時に小委員会に付託をしていくという風な第2幕がある訳ですから、その意味でどうぞ一つこれも継続して次回までにそれぞれの親議会で意思を確認し合いましょうと、こういう事だと思いますよ。

会 長（石川天王町長）

それではこの議会の定数と任期、あるいは農業委員会の定数と任期について、今日はそれぞれの親議会の意見を聞くという事にして、そして次回の協議会で小委員会をつくるか、この場所で作るかという事を決定したいと思います。

鈴木委員（天王町）

天王町の鈴木であります。今、この15号ですか、これは議会の方に問い合わせると。そして農業委員会の方はどうなるかちょっと分かりませんが。それで、私はこの協議会の趣旨というものはどういうものかと。確かにその身分に関わる事ですから、議員の皆さんはそれなりに神経を尖らせていると思

うのですが、逆に言うとその考えを聞く事も大事なのですけれども、そうすると同時にこの協議会というのは何なのか。議題にするのはどういう趣旨ですか協議するのかという事ですから。一応この会にそういうものも付託してお任せして、それでこの会でものを決めていくのだという風な考えを私は持っているのですが、だから私共で一応道筋をつけますから、という事だとするとこの協議会との兼ね合いはどうなるのかという事で、そちらがよければこれでいいという事ではなくて、協議会の合意を得ながら進めていくというのが大事なのかという風な事で、この会がつんぼさじきに置かれているような感じがして非常に違和感がする訳です。私共は逆にこのメンバーの一員として、議員の身分をマイナスにするとかいう以前に、フェアな気持ちでここに出席するのに、議員の事だから私共が決めますという風な考え方のように響いて、非常におかしいという感じを持っています。今は、小委員会の方法論の考え方を提案されている訳ですよ。原案に対してどうかという事を今私共率直に考えているのですけれども、次の議案の農業委員会の事は誰も言わないし、15号についてはこうだという事で、非常におかしいという考えを持っています。いずれ、この協議会に出された議案というのは、協議会の名の下に結論を出していくべきなのかなと。議員ありき、農業委員ありきではいかなものかという風に感じております。

会 長（石川天王町長）

今日の協議について、小委員会をつくるかと。つくる場合はこの小委員会を議員全部でやるか、あるいはその全体でやるか、あるいは議会と協議会とやるかと3案出したのですよ。それらも含めて親議会に相談するという事で、ないがしろにするというような事ではないと思います。まず、この親議会が小委員会も含めて、小委員会になった場合については、1、2、3、あるいは4案も含めて協議すると。そのまま持ち帰って次の議会で出して頂くと。そして協議会で意見を出し合って決めるという事ですから、農業委員会については誰からも否定した発言はないのですけれども、もちろん先程の6人の小委員会も含めて透明性、民意性は尊重しながら協議会で決めるという大前提は、いささかも狂いはないという事をご理解して頂きたい。

今、飯田川と天王の方からは、設置したいという事でしたが、昭和さんはこの事についてはどうでしょうか。

赤平議長（昭和町）

私は、鈴木さんが今言った事に賛成なのですが。例えば、それぞれ持ち帰りしてそれぞれの議会の意向を持ってくるとすると、結局意見が合わなかった場合にどうするのか。絶えず議会に持ち帰って、議会の構成を調整してきてここにまた持ちうる訳でしょう。では先程鈴木さんが言ったように、この協議会は何なのかと。はっきり言って協議会である程度選出されてきた委員の方達が、こういうものでいいのではないのかなというものを出して、それを逆に言えば議会の方に持ち帰って、それこそ、その協議会の決定事項を議会とのセッション場に使うと。私はそれこそが主なのではないのかと思うのですが。これはもし意見が割れているその都度、議会に持ち帰って意見を調整して来なければいけないでしょう。1歩も2歩も進めないですよ、そういう事をしていると。

会 長（石川天王町長）

3町の議会の意見を拝聴しました。今日は本協議会の意見は何かと、議会は議会で毎度毎度という事も言っていましたけれども、今日はまず持ち帰って頂いて、そして議会でピシッとした意見を調整して頂くと。後々また持ち帰りがないようにしながら進めていかなければ、時間もない訳ですから。

今日は、この15号16号については継続協議という事に致しますのでいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは次回の協議会まで継続協議となりました。

続いては、協議第18号一般職の職員の身分の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは、同じ資料の34ページをお願い致します。一般職の職員の身分の取り扱いについて、次のとおり提案する。内容でございますが、（1）一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に勤めるものとする。これは、1年以内を目標としております。（2）職員の職名・職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一する。（3）職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに統一を図るという事で、速やかなの意味でございますが、3年以内を目標としております。資料の内容を若干説明致します。新設合併が行われた場合、関係するすべての市町村の法人格が消滅致しますので、当該職員は合併後の日の前日をもって原則失職する事になります。しかしながら合併特例法において、職員は合併の前日をもって原則失職する事になりますが、38ページをお願い致します。合併特例法第9条の2において、協議により一般職の職員が引き続き新市の職員として身分を保有するように措置しなければならないと規定されております。それで、今回合併協議として提出するものでございます。次に35ページ以降をお願い致します。35ページ以降が各3町の現状でございますが、各町の職員定数条例による職員数と、平成15年4月1日現在における職員数を記載してございます。3町を合計致しますと、条例で定められる職員定数は374人でございます。これに対し、平成15年4月1日現在の実数は334人という事でございます。また、級別の標準的な職務内容についてであります。3町の行政機構等の違いによりまして、適用給料表についても、35ページのようにいくらか違いがございます。それで38ページに、今ご説明しましたとおり、参考資料と致しまして、市町村の合併の特例に関する特例第9条をお伝えしております。9条の第1項では、合併に伴う一般職の身分の保証をしております。第2項では職員の任免、身分の取扱いについては公正にすべきという規定がなされております。この事から、一般職の職員に合うものについては、全て新市の職員として引き継ぐという調整内容でございます。今回の市町村合併の効果の1つとして、職員の適正な管理という事がスケールメリットから求められている訳でございます。この事については、新市において1年以内の定員適正化計画を策定し、その適正化に努めると、こういう内容でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今18号について説明ありましたが、これについてご意見あるいは考えがありましたら、どうぞ出してくださいようお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

なしの声がありますが、これでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第18号の一般職の職員の身分の取扱いについては、調整案のとおり決定致しました。今日の日付を入れて確認して頂きたいと思います。

続いて協議第19号を上程致します。協議第19号は特別職の身分の取扱いについてでございます。事務局からの説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは39ページをお願い致します。協議第19号、特別職の身分の取扱いについて次のとおり提案する。1.特別職の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。2.特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整するという内容でございます。内容について説明致します。新設合併における関係3町の法人格の消滅については、協議第18号でもご説明申し上げたところでありますが、一般職と同様に特別職につきましても、合併の前日をもって失職致します。この事から、こういう調整内容でございます。それで、1.

特別職の設置・人数・任期につきましては、この中で議会議員、農業委員会委員につきましては、前回の協議案件でありましたので、それから消防団につきましても、この次の説明にありますので除いておきたいと思えます。次に40ページ以降が資料でございます。40ページに常勤の特別職、43ページ以降に議会議員と農業委員会、44ページに行政委員会の委員、50ページ以降からはその他の特別職の報酬等を記載しております。具体的な調整方法でございますが、報酬につきましては常勤の特別職、議会議員、行政委員会の委員、その他の特別職共、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整するという内容でございます。

40ページをお願い致します。常勤の特別職の任期及び選任についてでございますが、常勤の特別職の内、新しい市長は合併の日から50日以内に選挙が行われます。その間は、3町の町長が協議して定めた、市長職務執行者が職務にあたります。助役、収入役につきましては、新しい市長が決まり選任の手続きをとるまでは不在という事になります。

それでは45ページをお願い致します。教育長は、特別選任された教育委員の中での互選となりますが、任期は新市長の選挙後、最初に招集される議会の会期末までとなります。地方自治法第180条の5の規定で設置を義務づけられております、執行機関としての委員会及び委員は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会と、このように法令で定められるものがあります。その内教育委員は、合併時は市長職務執行者が3町の教育委員であった者の中から選任致します。選挙管理委員会は3町の選挙管理委員であった者の互選により選任されます。固定資産評価審査委員会は、教育委員と同様の方法で選任されます。任期は最初の議会で新委員が決まるまでの間、そのような形になります。監査委員につきましては、新市長が決まってから議会の同意を得てから選任致しますので、その間は空席という事になります。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

今、協議第19号について説明がありましたけれども、この事についてご意見ご質問等ございましたらご発言をお願い致します。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

なしの声がありますか、よろしいですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それではないようでございますので、協議第19号については原案のとおり決定致しました。今日の確認月日をご記入頂くようお願い致します。

続いて協議第20号を上程致します。協議第20号、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会補正予算について。事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長 幸村）

資料は54ページとなります。協議第20号合併協議会補正予算、第1号であります。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,626千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,175千円とするものであります。

56ページの方をご覧ください。2の歳入であります。1款1項1目の負担金をこの度4,674千円減額し、19,926千円とするものでございます。この内訳は、合併協議会負担金を3町それぞれ1,558千円ずつ減額するものであります。それから3款1項1目諸収入を、この度2,048千円追加し、4,249千円とするものであります。これは天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会からの繰入でありまして、2,048千円を追加するものであります。それから、3の歳出であります。2款1項1目の事業推進費では、この度2,626千円を減額し、21,381千円とするものであります。この内訳は、8節報償費が200千円の追加、これは新市まちづくり講演会の講師謝礼分であります。9節の旅費が60千円の追加、これは講師の旅費分であります。13節、委託料は2,886千円の減額でありまして、その内訳としては、住民シンポジウム実施委託を3,150千円減額致しまして、新市まちづくり講演会実施委託を264千円、追加するものであります。この度の歳出の追加分はすべて、11月24日実施致します。新市まちづくり講演会の為の経費となっております。

また、住民シンポジウム実施経費の減額について、若干ご説明致します。当初予算においては、住民シンポジウム実施委託として計上しており、その内容としては、まちづくりに関する講演及びパネルディスカッションを予定しておりました。このうち、パネルディスカッションについては、3町長及び有識者による座談会形式による討論会を行い、その際の参加者の質問、意見などを建設計画に盛り込んでいく事を考えておりました。住民の意見を反映させる方法としては、住民説明会や住民アンケートの方が、直接、多くの皆様のご意見を頂戴できる事から、より効果的、効率的であり、また、既に説明会やアンケートによって、建設計画についての色々な貴重なご意見、ご提案を頂戴できたことから、パネルディスカッションについては実施しない事と致しました。

なお、講演については、総務省の市町村合併推進会議委員などを務め、市町村合併の第一人者であります関西学院大学の小西教授を講師にお迎えし、合併によるまちづくりについて講演して頂き、住民の皆様、合併やまちづくりについての情報提供をしていきたいと考えております。説明につきましては、以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今、協議第20号の補正予算について説明ありましたが、この事についてご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

なしの声がありますが、それでよろしいですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第20号については、原案のとおり決定致しました。確認月日をご記入下さればありがたいと思います。

それでは暫時休憩致します。休憩は10分間です。

暫時休憩（14：55）

会議再開（15：05）

会 長（石川天王町長）

協議会を再開致します。次に、次回の協議会の提案事項であります。協議第21号 条例・規則等の取扱いについて、協議第22号 一部事務組合等の取扱いについて、協議第23号 町名・字名の取扱いについて、協議第24号 消防団の取扱いについて、協議第25号 指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

1ページをお願い致します。協議第21号 条例・規則等の取扱いについて。条例・規則等の取扱いについて次のように提案する。条例規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行される必要があるもの。2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。3. 合併後、逐次制定し、施行させる事とするものの、以上の3つの区分によって取り扱うという事であります。

新設合併の場合、合併関係市町村が消滅する為、その条例・規則等は失効致します。合併協議会で協議・確認された事務事業の調整内容を反映させて、統一化・一本化を図らなければいけない訳でありまして、新市の住民生活、それから事務事業に支障が無いように新市誕生までには策定するものでございます。2ページに、各3町の例規集等に登載されている現況を載せております。これを3町同じものを横並びに致しますと、条例規則等で695件、今日現在でございました。それをここでは、条例の施行の方法によって区分しているものでございます。2ページの即時施行の必要があるものの例を記載しております。合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させる条例・規則等であります。これは合併後、最初の議会に報告するものであります。3ページの暫定施行する条例であります。新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、旧町条例を引き続き施行させるもので、市長職務執行者が告示行為により施行させるものであります。次に4ページをお願い致します。4ページの逐次施行する条例ですが、新市においてから逐次制定し施行させる条例・規則等でございます。以上でございます。

次に5ページをお願い致します。協議第22号、一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。（1）3町で構成している湖南地区衛生処理組合及び2町で構成している昭和町飯田川町羽城中学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。（2）3町の一部が加入している男鹿地区消防一部事務組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合及び井川町・飯田川町共有財産管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。（3）3町が加入している秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。（4）公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の内容により締結する。（5）天王グリーンランド株式会社及び昭和町総合開発株式会社に対する出資に関する権利は、新市に引き継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。6ページをお願い致します。6ページが今の調整内容の総括表でございます。7ページから詳しく説明したいと思います。7ページが、3町で構成している湖南地区衛生処理組合、2町で構成している昭和町飯田川町羽城中学校組合の公有財産の状況、基金、地方債、債務負担行為の状況、職員の状況について記載しております。次に8ペー

ジをお願い致します。3町の一部が加入している一部事務組合でございます。男鹿地区消防、男鹿地区衛生処理組合、湖東地区行政一部事務組合、井川町飯田川町共有財産の、構成町村と共同処理する業務内容について記載しております。9ページでございます。3町が加入している一部事務組合。秋田県市町村会館管理組合、秋田県市町村総合事務組合の処理事務の内容を記載しております。次に10ページです。これは、秋田県に事務委任しております、公平委員会にかかる事務の委託内容についての内容でございます。11ページが第三セクターについてです。第三セクターとは、地方公共団体等と民間企業が共同で出資しております、ここで言えば商法法人でございますが、地域振興の観点から地方公共団体が資本参加する必要があると認められる事業で、天王グリーンランド株式会社と昭和町総合開発株式会社の、いわゆる株式会社における資本金と、2町における出資金内容と事業内容について記載しております。以上です。

次に12ページをお願い致します。協議第23号、町名、字名の取扱いについて、次のとおり提案する。字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前において現町で調整するという調整内容でございます。13ページをご覧頂きたいと思います。各町の大字の名称を記載しております。3町におきまして同じ大字名はありませんでした。小字名につきましては15ページをお願い致します。小字名については15ページにありますように、14小字名が同一でございましたが、大字名が違っていますので問題は発生致しませんでした。それで少し説明を要しますので、14ページをご覧頂きたいと思います。14ページは、町名、字名の取扱いについてでございますが、町・字の区域及び名称は、住民感情を損なわず、また合併時の混乱を避ける為、現状維持を基本とするという事でございます。新市名に続く町及び大字・小字の名称の取扱いについては、次のとおり具体案を元に各町において調整して頂くというものです。想定される具体的なパターンについてご説明致します。1番、それぞれ新たに町名と同一の町の区域を設定。大字名の前に天王町・昭和町・飯田川町を付ける。地域変更の手続きが必要となっておりますが、地域変更の手続きは、地方自治法第260条の意味でございまして、関係法令を14ページの一冊上に、地方自治法第260条の内容を書いております。例でございますが、市と仮に決まった場合なのですが、秋田県市天王町天王字上江川47番地100。同じく、市昭和町大久保字堤の上1番地3。市飯田川町下虻川字八ツ口70番地。2番、それぞれ新たに町名の住居表示上の町を削り区域を設定するやり方です。大字の前に天王・昭和・飯田川をつける。これも名称変更の手続きが必要となります。例として、秋田県市天王天王字上江川47番地100。秋田県市昭和町大久保字堤の上1番地3。秋田県市飯田川下虻川字八ツ口70番地でございます。3番、3町とも現行どおりとするものですが、現市町村名の名称は無くなりますが、自治法第260条の手続きが不要で簡便であり、住民の混乱を招くおそれが少ない。例、秋田県市天王字上江川47番地100。秋田県市大久保字堤の上1番地3。秋田県市下虻川字八ツ口70番地。想定されるパターンとしてはまだあるのですが、一応代表的なものをあげておきました。これを名前が決まり次第、大字名については合併前において現町で調整して頂くと、こういう調整内容でございます。ここは以上でございます。

次に23ページをお願い致します。協議第24号消防団の取扱いについて。消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。消防団は合併時に統合する。なお、当面現町消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審議を行う組織を設置し、消防団の組織体制について検討するものとするという調整内容でございます。それでは、24ページをお願いしたいと思います。各町の現況における消防団の組織、活動内容、消防車両等を記載しております。3町合計の消防団の定員は、508人に対し現員は469人で、充足率は92.3%となっております。次に25ページをお願い致します。具体的調整内

容と致しまして、合併時、現在の3町の消防団を新市において支団と呼ぶ事に致します。新市においては、団長1名、副団長2名、支団に支団長を1名ずつ、3支団でありますので合計3名。副支団長を1名ずつ3支団で合計3名置き、新たな役職である支団長、副支団長は副団長格と致します。また支団の下に当面、分団を置きまして基本的組織を現行どおりと致します。火災や災害対応などの消防団の活動内容や、ポンプ置き場などの施設、小型動力ポンプ等の設備等も、現行のまま新市に引き継ぎ致します。新市における新たな消防団の定数、組織、活動内容につきましては、新市において新たに組織致します防災会議で検討し、合併後2年程度をめどに条例制定や、地域防災計画の策定を行うというものでございます。以上でございます。

次に28ページをお願い致します。協議第25号指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについて、次のとおり提案する。新市の指定金融機関は、株式会社秋田銀行とする。収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、銀行、農協、信用金庫及び郵便局を指定するという調整内容でございます。29ページをご覧頂きたいと思います。各町の現況における指定金融機関は、表に記載されておりますように2町において秋田銀行となっております。飯田川町においては、指定金融機関はございません。新市発足後も、地方銀行として全国的に優良金融であります、秋田銀行を指定金融機関とする事によって、安心が出来るのではないかと、こういう調整内容でございます。収納代理金融機関、収納事務取扱金融機関として、現在各町でこのように指定しております。新市においても、収納代理機関は住民の利便性を考慮し、現在指定している銀行、農協、信用金庫、郵便局及び公金自動払込みによる収納事務を取り扱っております郵便局も、収納代理金融機関として指定するものでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

以上で、議題の提案の説明は終わりました。次回協議して頂く内容でありますので、次回まで検討して来て頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、その他の事について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局次長 渡辺）

2点ほどご報告申し上げます。黄色い表紙の方をお願い致します。57ページであります。先程、補正予算の協議におきましてもご説明致しましたが、新市まちづくり講演会についてご報告申し上げます。住民一人ひとりの合併後の地域のあり方を考えて頂く機会と致しまして、新市まちづくり講演会を開催致します。日時は、平成15年の11月24日、振替休日の午後1時30分からとなっております。場所は、昭和町の羽城中学校視聴覚ホールで行います。講師には、市町村合併に関する第一人者とも言えます、関西学院大学の小西砂千夫教授をお迎え致します。住民の皆さんが1人でも多くご来場下さるよう広報等を行って参りますが、委員の皆様におかれましても繰り合わせの上、ご参加頂きますようお願い申し上げます。

続きまして、次の58ページをお願い致します。新市建設計画検討委員会についてご報告致します。建設計画の検討委員会の委員につきましては、ご覧のとおり各町より6名ずつ、計18名の方々をご推薦頂いております。週明けの10月27日の月曜日に、第1回の委員会を開催する予定となっております。この際に会長より正式に委員に委嘱する事となっております。委員会におきましては、将来構想をベースと致しまして、住民説明会や住民アンケートで寄せられました、住民の皆様の意見を反映させながら、新市の建設計画に盛り込むべく、施策、事業の検討を行いまして、概ね12月の第8回協議会をめどに協議会の方に中間報告をしたいと考えてございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

その他の事について説明がありました。特に町づくり講演会については、委員の皆様からも是非都合をつけて出席するようお願い申し上げます。

6の次回の開催日について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長 幸村）

資料の59ページをお願い致します。次回、開催日についてであります。第6回合併協議会の開催日については、11月14日（金）午後2時より飯田川町役場正庁において合併協議会を開催し、ご協議をお願いして参ります。

また、第7回合併協議会は11月28日（金）昭和町農村環境改善センターで、第8回合併協議会は12月19日（金）天王町福祉センターで、それぞれ合併協議会を開催し、ご協議をお願いして参ります。ご協力して下さいますようお願い致します。以上でございます。

会 長

予定された次第は終わりました。これをもって本日は終了致したいと思います。大変お疲れ様でした。以上をもちまして第5回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を閉会致します。